

令和7年7月8日

報道各社 様

連絡先
伊達市
市民生活部
国保年金課
担当：嶋原 晃
電話 024-575-1198

事案名	国外からの転入者にかかる国民健康保険高額療養費自己負担限度額の適用誤りについて
発生日時	令和7年6月25日（水）13時頃
発生場所	伊達市役所
担当部署（連絡先）	市民生活部国保年金課給付係 024-575-1198
事案の内容	国外からの転入者の所得状況を確認したところ、3名の方について国民健康保険高額療養費限度額適用区分に誤りがあることが判明した。 この誤りにより、高額療養費及び入院時食事療養費が過大に支給されていた。 ○令和2年度から6年度までの高額療養費及び食事療養費の過大支給額 3名 83,500円 市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に住所を有していない方には、前年度の所得がない場合であっても住民税非課税世帯の区分を適用しないことが規定されているが、住民税非課税世帯の区分を誤って適用したため、過大に支給していた。 ※高額療養費制度は、医療機関等の窓口で患者が支払う一部負担金の額が、法令に規定される自己負担限度額（課税状況や所得により異なる）に抑えられる。
初動対応	システム処理で正しい区分に修正を行う。 また、該当者には謝罪と経過説明を行い、過大支給分の返還をお願いした。
今後の対応	システム処理手順の見直しを行うとともに、転入届のダブルチェックと毎月の国外からの転入者の区分確認を行う。